免責許可決定

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００３号

広島市安佐南区祇園７丁目29番１―11号
清算株式会社　株式会社1956
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第３号

徳島県板野郡北島町鯛浜字西中野91番地４
清算株式会社　株式会社ＪＭ
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００１号

広島県東広島市豊栄町清武2924番地の１
清算株式会社　株式会社エイチアールイー
代表清算人　堀江　欣二
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
１　本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
２　本協定における協定債権者とは、協定債権を有する、別表１「協定債権者一覧表」に記載の債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先権がある債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　残余財産判明時の処理
清算株式会社又はその関連会社である株式会社ＫＭコーポレーション（以下、清算株式会社と株式会社ＫＭコーポレーションを併せて「清算株式会社等」という）に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社等はこれを速やかに換価し、換価代金から換価に必要な費用を控除した残額を、別表２「清算株式会社等債権者一覧表」に記載の基準額の割合に応じて同表記載の債権者に対して弁済する。
この場合において、清算株式会社等が特別清算において受けた債務の免除は、新たに発見された財産の換価代金から換価に必要な費用を控除した残額の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取扱い
特別清算開始命令発令日以降、協定債権の全部又は一部に債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定の条項を適用するものとする。
（別表省略）
以上
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第１００２号

広島県東広島市豊栄町清武2923番地２
清算株式会社　株式会社ＫＭコーポレーション
代表清算人　堀江　欣二
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
１　本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
２　本協定における協定債権者とは、協定債権を有する、別表１「協定債権者一覧表」に記載の債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先権がある債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　残余財産判明時の処理
清算株式会社又はその関連会社である株式会社エイチアールイー（以下、清算会社と株式会社エイチアールイーを併せて「清算株式会社等」という）に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社等はこれを速やかに換価し、換価代金から換価に必要な費用を控除した残額を、別表２「清算株式会社等債権者一覧表」に記載の基準額の割合に応じて同表記載の債権者に対して弁済する。
この場合において、清算株式会社等が特別清算において受けた債務の免除は、新たに発見された財産の換価代金から換価に必要な費用を控除した残額の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取扱い
特別清算開始命令発令日以降、協定債権の全部又は一部に債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定の条項を適用するものとする。
（別表省略）
以上
広島地方裁判所民事第４部

監督命令

監督命令取消

再生手続終結